

令和5年3月27日
総務部財務課長

営繕工事における提出書類の明確化及び簡素化の試行について（通知）

本市では、受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を図るため、提出書類の明確化及び簡素化について、次のとおり試行します。

1 適用工事 本市が発注する営繕工事

2 適用年月日 令和5年4月1日以降に契約を行う工事

3 提出・提示する書類を明確化

- (1) 新潟県土木部が公表している「工事運行マニュアル」等を準用します。
ただし、次の内容については、県のマニュアルを適用しないこととします。
 - ア 市が別に定めているものは、三条市の規定を適用します。
例：提出書類様式、特記仕様書の様式など
 - イ 市が実施していない制度に係る内容
例：電子協議・電子納品など
- (2) 工事契約時、工事中、工事完了時に提出又は提示が必要な書類を「提出書類一覧表（別紙4）」により明確化します。

4 書類の簡素化について

- (1) 工種別施工計画書は、当初請負金額500万円未満の工事、若しくは必要性の少ないものは監督員の承諾で省略可能とします。
- (2) 産業廃棄物管理票
・産業廃棄物管理票の原本を提示とします。
- (3) 産業廃棄物処理委託契約書
・提示とします。
- (4) 建退共証紙受払簿
・提示とします。

5 添付資料

- ・提出書類一覧表（別紙4）